

京都市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市選挙管理委員会

委員長 梅 林 等

京都市選挙管理委員会規程第2号

京都市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

京都市選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「会議録の写を添えて」を「必要と認めるときは、」に改める。

第15条中「及び係」を削り、同条中「庶務課」及び「庶務係」を削る。

第17条第1項中「、係に係長」を削り、同条第4項中「選挙課に」の右に「庶務係長、」を加える。

第19条第2項中「及び係長（選挙係長及び啓発係長を除く。第22条第1項において同じ。）」を削る。

第20条中「担当課長補佐」の右に「、係長」を加え、「（選挙係長及び啓発係長を含む。第22条第2項及び第3項において同じ。）」を削る。

第21条第2項中「、主管事務につき」を削る。

第22条第1項中「定め、係員の事務分掌は、係長がこれを」を削り、同条第2項中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加え、同条第3項中「担当係長」を「担当課長補佐、」

係長，担当係長」に改める。

第23条を次のように改める。

(事務分掌)

第23条 課の分掌する事務の概目は，次のとおりとする。

選挙課

- (1) 局の庶務に関する事。
- (2) 委員との連絡及び委員会の議事に関する事。
- (3) 各区の選挙管理委員会との連絡に関する事。
- (4) 選挙事務の管理及び指導に関する事。
- (5) 直接請求の事務に関する事。
- (6) 投票事務の管理及び指導に関する事。
- (7) 選挙関係法令等の調査研究に関する事。
- (8) 明るい選挙推進協会との連絡に関する事。
- (9) 選挙に係る啓発及び周知に関する事。
- (10) 選挙統計及び世論調査に関する事。
- (11) 書記の研修の計画及び実施に関する事。
- (12) その他選挙に関する事。

第24条第2項第6号ただし書中「予算」の右に「及び決算」を加え，「の承認を経るものとし，決算については委員会」を削り，同項中第13号を第18号とし，第12号を第14号とし，同号の次に次の3号を加える。

- (15) 後援名義及び協賛名義の使用許可並びに事務事業の共催に関する事。

(16) 広報資料の発表に関する事。

(17) 刊行物の発行に関する事。

第24条第2項中第11号を第13号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 所属職員に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則（次号において「規則」という。）第5条による許可に関する事。

(8) 所属職員に係る規則第7条による承認に関する事。

第24条中第4項を削る。

第24条第5項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) ホームページの作成に関する事。

第24条第5項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 職員の扶養親族、通勤手当及び住居手当の認定に関する事。

第24条第5項を同条第4項とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(京都市選挙管理委員会事務局庶務課)